

富士見市建設工事等の競争入札における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

建設工事等の入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）について、不備がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

【未提出又は未提出と同等と認められる場合の例】

- ① 内訳書の全部が提出されていない場合
- ② 内訳書の一部が提出されていない場合
- ③ 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- ④ 他の工事の内訳書が提出された場合
- ⑤ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ⑥ 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

【記載すべき事項が欠けている場合の例】

- ① 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ② 工事名、業者名又は代表者名が白紙の場合

- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

【記載事項に誤りがある場合の例】

- ① 工事名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合

- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、富士見市談合情報対応要領に基づき処理するものとする。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行うものを対象として適用する。